

平成 28 年度 第 10 回

宍粟市教育委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 平成 29 年 1 月 24 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所 4 階 401 会議室

第10回（定例）宍粟市教育委員会会議録

1 開会・閉会の年月日時及び場所

平成29年1月24日（火） 午前9時30分～午前10時52分

2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

教育委員	西岡章寿	教育長	杉本健三	委員
	弓削ルリコ	委員	前田純恵	委員
	金本一二	委員		

事務局

藤原卓郎	教育部長	前田正人	教育部次長
橋本 徹	教育総務課長	山本哲史	学校教育課長
中尾善弘	こども未来課長	田路正幸	社会教育文化財課長
大前和浩	学校給食センター所長	中尾美恵子	教育総務課副課長

3 開会

西岡教育長が開会した。

4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、西岡教育長が会議の成立を宣言した。

5 会議録署名委員の指名

(1) 署名委員は、西岡教育長の指名により、次のとおり決定された。

弓削委員

6 前回会議録の承認

平成28年度第9回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件

前回の定例教育委員会における協議事項、報告事項の会議録について、橋本教育総務課長が説明し、承認された。

7 教育長報告

次の3点について西岡教育長が報告した。

(1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

一宮南中学校区の学校規模適正化については、1月30日に第8回正副会長会を開催し、協議会に議題として提案する遠距離通学について調整協議いただき、2月14日開催の第8回協議会において決定いただくこととなっている。

幼保一元化については、波賀中学校区を除く山崎、一宮の中学校区について、運営法人の一次募集を昨年12月から行ったところ、期限の12月28日までに計画書を提出された法人はなかったが、6法人が運

営意思を示されたので、今後、個別に協議を進めていきたい。一宮北中学校区では、意向を示した法人がなかったため、地域の意見を聞きながら、社会福祉法人の対象を広げて二次募集を行う予定である。波賀中学校区については、引き続き地域での理解が得られるように協議を継続する予定である。

(2) 実践発表会について

2月19日に山崎東中学校区において、西播磨地区人権教育研究協議会指定の人権教育実践発表会（社会教育の部・本発表）の開催を予定している。

(3) その他

29年4月より千種高等学校で市学校給食センター調理の給食を実施するにあたり、実施時の課題等を検証する必要があるため、2月10日など計2回の給食試食会を高校生徒、高校教職員及び県教委等により行う予定である。

8 議事

第14号議案 宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部改正について

第9回教育委員会における宍粟市立都多幼稚園の休園決定に伴い、当該幼稚園の通園区域を改正する必要があるため、宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部を改正することについて、橋本教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし、同意することを決定された。

委員の主な意見及び事務局等の説明

委員意見等なし

9 協議報告事項

(1) 学校規模適正化・幼保一元化推進状況について

資料1「学校規模適正化・幼保一元化推進の状況」により、学校規模適正化について橋本教育総務課長が、幼保一元化について中尾こども未来課長が報告した。

(2) 平成28年度宍粟市立中学校寄宿舎年度別入寮状況について

資料2「一宮北中学校寄宿舎『御形寮』入寮生徒の推移」により、橋本教育総務課長が報告した。

(3) 平成29年度幼稚園入園申込状況・クラス数予定について

資料3「平成29年度宍粟市立幼稚園 園児数・クラス数予定一覧表」により、橋本教育総務課長が報告した。

(4) 要保護・準要保護認定生徒数の状況について

資料4「中学校区別の就学援助率」により、橋本教育総務課長が報告した。

(5) 平成29年度「宍粟の教育」第一次素案について

資料5「平成29年度宍粟の教育」(素案)により、山本学校教育課長が報告した。

(6) 2学期「いじめ事案」について

資料6「宍粟市内小中学校で発生したいじめ事案について」により、山本学校教育課長が報告した。

(7) 平成29・30年度宍粟市いじめ問題対策委員会委員の委嘱(再任)について

資料7「平成29・30年度宍粟市いじめ問題対策委員会委員の委嘱(再任)について」により、山本学校教育課長が報告した。

(8) 平成29年度保育所・認定こども園入園申込受付状況について

資料8「平成29年度保育所・認定こども園入園申込受付状況について」により、中尾こども未来課長が報告した。

(9) 平成29年度あずかり保育・学童保育入所申込受付状況について

資料9「平成29年度あずかり保育・学童保育入所申込受付状況について」により、中尾こども未来課長が報告した。

(10) 宍粟市立図書館利用サービスの拡大について

資料10「図書館利用カードの切り替えとサービス拡大のお知らせ」により、田路社会教育文化財課長が報告した。

(11) 人権教育実践発表会(社会教育の部・本発表)について

資料11「2015・2016(平成27・28)年度西播磨地区人権教育研究協議会指定 人権教育実践発表会(社会教育の部・本発表)のご案内」により、田路社会教育文化財課長が報告した。

(12) 学校給食における異物混入対応について

資料12「平成28年度学校給食センター異物混入状況及び対策」により、大前学校給食センター所長が報告した。

(13) 千種高等学校への給食について

資料13「千種高校への給食について」により、大前学校給食センター所長が報告した。

(14) 兵庫県立森林大学の第1期生募集について

資料14「兵庫県立森林大学の第1期生募集」により、橋本教育総務課長が報告した。

委員の主な意見及び事務局等の説明

(前田委員)

幼保一元化における一宮北中学校区の運営法人の再募集予定については、対象を広げると説明があったが、どのようなところを対象を広げていくことになるのか。

(こども未来課長)

宍粟市幼保一元化推進計画及び宍粟市認定こども園運営ガイドラインに規定のとおり、一次募集は、宍粟市内で保育所運営に実績がある社会福祉法人等としていた。二次募集は市内の既存の社会福祉法人若しくは今後認定こども園運営を目的に地域で設立予定の社会福祉法人等を対象としている。例えば、既存の

老人福祉施設を経営している社会福祉法人などが保育事業の参入の意向がある場合などが考えられる。

(前田委員)

老人福祉施設と幼児教育とは全く違う制度のものと思うが、老人福祉施設がこども園を運営することができるのか。担う法人がなければ、公立で検討するということか。また、誰が選定するのか。選定には、保護者も入り、意見が聞ける仕組みとなるのか。

(こども未来課長)

老人福祉施設自体に任せるということではなく、その運営主体である社会福祉法人が認定こども園を運営できるかどうかにより選定することになる。二次募集し、応募がなければ、公立も検討することとしている。

選定は、宍粟市認定こども園運営法人選定委員会で選定されるが、千種地域での選定後、現在委員任期が切れており、新たに委員を委嘱する必要がある。委員会要綱では、地域の方も委員に入り選考をすすめていくこととしており、今後、運営法人の応募状況をみながら、選定委員会の設置をしたいと考えている。

(弓削委員)

波賀や山崎地域では、幼保一元化の取り組みがなかなか進んでいかないが、教育委員会からどのように説明等されているのか。先生に主に説明されているのか、きちんと地域に対して説明がなされているのか。説明の手法を変えてみてはどうか。

(こども未来課長)

学校規模適正化と併せて協議をすすめており、結果として、千種、波賀、一宮の協議が中心となり、児童数の多い山崎町では、協議が十分進められなかったが、今回、6法人に実施の意向があり、意向が示された地域での協議を個別に進めていくこととなる。

(金本委員)

要保護・準要保護制度について、保護者が申請しやすい方法やわかりやすい周知などが必要である。制度利用により、安心して学習できる環境ができ、学力向上につながればよいと思う。

(教育総務課長)

これまで新入学時のみに制度周知をしていたが、今年より全校生保護者へのちらし配布により、周知に力を入れていくこととした。また、申請様式は、申請者や民生委員児童委員が記入しやすいものに改正予定である。制度に援助費目を追加し、利用しやすい制度とすることで、安心して学習できる環境になると考えている。

(教育長)

漏れなく周知できるよう毎年ちらしを配布することとした。

(前田委員)

要保護・準要保護世帯とはどのような世帯が対象となるのか、また、生活保護を受けておられる世帯は、すべて申請をされているのか、教えてほしい。

(教育総務課長)

要保護は生活保護を受けている世帯、準要保護は生活保護受給世帯に準じた経済状況である世帯としており、具体的には、市民税非課税世帯や児童扶養手当受給世帯など経済的に困窮されている世帯である。生活保護世帯は、要保護申請をされており、要保護認定者には、生活保護の教育扶助項目以外の修学旅行費などが当制度により支給される。

(杉本委員)

宍粟の教育は、しっかり纏めていただいております、就学前教育、学校教育、社会教育とバランスのとれた指針であると思う。特に学校教育は子ども達にとって大事なことで、今の宍粟の子ども達の課題である学力についての記述もあるが、もう少し学力向上に特化した記述となるよう検討が必要ではないかと思う。

(前田委員)

「ICTを活用したわかりやすい授業づくり」とあるが、ICTとは何の略であるのか。わからない人もいるのではないか。

(学校教育課長)

学力についての記述は、「2 社会の変化に対応する学校づくり」の表題も含めて、内容を検討していきたい。

ICTとはコンピューターやタブレットなど電子通信機器のことでコミュニケーションツールの略である。教育分野においては、全国的にICTという単語のみで理解できるような単語である。ICTのみの記述としていたが、記載方法について検討したい。

(弓削委員)

学力テストが宍粟市は全国平均を下回ったという新聞記事が出たが、全国平均を4.1～5.5ポイント低いということは、どのくらいの程度になるのか。

学力向上の取組が、教員にとって、過度なプレッシャーとなり、ストレスにならないかと心配する。1月6日の市教育研究大会の講師が言われたように、教員には「情熱が一番大事」なのではないかと思う。

(学校教育課長)

5ポイントは100点満点のうちの5点に当たる。文部科学省は19年度からの学力調査実施以来、統計学上±5点未満は概ね同程度としていた。市教育委員会としては、今回5ポイントを超えた状況となり、看過できない数値であると考えている。

市教育研究大会での学力状況調査結果の市発表にかかる出席教員の感想としては、市全体の様子を知ることができてよかったという、概ね肯定的な意見が多かった。先生方には情熱をもって取り組んでもらいたいと期待している。

(教育長)

西播磨地区で学力調査の成績を公表しているのは宍粟市だけである。市教育研究大会では、地域の方も実態を知り、学校との共通理解により、前向きに取り組んでほしいとあいさつした。

(前田委員)

いじめ事案の報告で、その対応として継続支援中という報告があるが、それは解決が難しいということか。また、いじめに対して、担任だけでなく、学校全体で共通理解されて対応されているのか。

(学校教育課長)

いじめに対しては、文部科学省の基本方針に沿って慎重に対応している。一定収まったようでも、すぐに解決と位置づけて、見守りを緩めるのではなく、継続的に支援していくことが必要としている。思い違いであったという事案については、解決となっている。

学校での対応については、法律にも市条例にも、学校基本方針にも校内委員会を設けるとの明記の通り、情報共有し、組織として方針を持ち、学校全体で対応している。

(教育長)

より慎重に対応するために継続支援中としている。

(前田委員)

いじめ問題対策委員会の委員はどのような基準で選ばれているのか。委員の具体的な活動はどんなことか。

(弓削委員)

知識人の委員も良いが、人間力のある一般の方も加えることを検討してはどうか。

(学校教育課長)

いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進条例に基づき、教育委員会の附属機関として設置している。何か事例があった場合は、第三者機関としての役割もあるため、兵庫県医師会や兵庫県弁護士会などからの推薦があった方を委員として、第三者性が保てる委員構成となっている。具体的な活動として、2年任期中3回の委員会を開催し、市の現状や取り組みを報告する中で、意見をいただいている。

子どもを見守ってくださる市民の方々には、いじめ防止対策推進条例に規定するいじめ防止対策連絡協議会委員として、年間2回の協議会を開催し、意見等をいただいている。

(前田委員)

学校給食の残食率はどのくらいあるのか。また、残食の減少に向けた取り組みがあれば教えてほしい。

(学校給食センター所長)

山崎、一宮波賀、ちくさの学校給食センターにより若干異なるが、残食率は、だいたい3～5%程度である。給食では、摂取すべき栄養量が決まっており、量による調整はできないことになっている。献立工夫や調理方法の一手間により、食べやすく、残さない食事になるよう努めている。また、小学校より中学校のほうが残食率が高まる傾向もあるが、残食が少ないのは、先生方の日々の指導の成果でもあると思う。

(教育長)

宍粟市の給食はおいしいと聞いており、また、特に北部地域の学校で残食率が低いと報告を受けている。

(弓削委員)

関東地方の学校では給食残食が、1年に1人当たり7kgという記事を見たことがあるが、宍粟市は残食が少なく素晴らしいと思う。

10 次回会議の招集について

平成29年2月15日(水)午前9時30分から開催すると決定した。

11 閉会

杉本委員が閉会した。

以上 午前10時52分終了

会議録署名委員

教 育 長

委 員